

掛川市 令和 8 年度保育園等入園案内

※保育園等とは、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所のことを指しています。

1 保育園等の入園申込み基準について

保護者が下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、日中、お子さんを家庭で保育できない場合に申し込むことができます。（同居祖父母が無職でも保育園等の申込みは可能です。）

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	勤務形態を問わず就労している場合 ※労働の常態については、原則として月 64 時間以上の就労が条件です
妊娠・出産	出産前後の場合（出産前 3 ヶ月間、出産後 3 ヶ月、最長 6 ヶ月間のみ）
疾病・障がい	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合
介護・看護	親族を介護・看護する場合
災害復旧	震災・火災・風水害など災害の復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合
就学等	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合

※育児休業中は保育を必要とする事由には該当しないので入園できません。また、上記の理由に該当する場合でも、ご希望の保育園等に空きがない場合には入園できませんので、あらかじめご承知おきください。

0 歳児クラス	(2025) 令和 7 年 4 月 2 日生まれ～
1 歳児クラス	(2024) 令和 6 年 4 月 2 日生まれ～ (2025) 令和 7 年 4 月 1 日生まれ
2 歳児クラス	(2023) 令和 5 年 4 月 2 日生まれ～ (2024) 令和 6 年 4 月 1 日生まれ
3 歳児クラス	(2022) 令和 4 年 4 月 2 日生まれ～ (2023) 令和 5 年 4 月 1 日生まれ
4 歳児クラス	(2021) 令和 3 年 4 月 2 日生まれ～ (2022) 令和 4 年 4 月 1 日生まれ
5 歳児クラス	(2020) 令和 2 年 4 月 2 日生まれ～ (2021) 令和 3 年 4 月 1 日生まれ

保育園等を利用するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。入所申込書が認定申請を兼ねたものになっておりますので、入園申込と同時に手続きができます。

申請により認定が決定すると、支給認定証を交付します。入園に関して必要な書類ですので、大切に保管してください。（支給認定証の交付は入園の決定ではありません）

※求職活動で申請された方の認定期間は 3 ヶ月間です。就労された場合は認定期間内に就労証明書の提出をお願いします。提出がない場合は退園もしくは待機者から除外される場合があります。

【保育園等を利用するために受けていただく認定】

認定区分	年齢	利用できる施設	保育時間
2号認定	満 3 歳以上	保育園・認定こども園(保育利用)等	保育標準時間（最長 11 時間/日） 保育短時間（最長 8 時間/日）
3号認定	満 3 歳未満	保育園・認定こども園(保育利用) 小規模保育事業所等	※保護者の就労状況等によって 決定されます。求職活動は短時間。

2 入園申込みについて

【受付期間】

令和8年4月入園の申込みは

令和7年10月1日（水）～10月31日（金）9：00～16：00です。

令和8年5月以降の入園申込みについては、令和8年1月5日（月）より随時受け付けます。

※申込書の提出期限は、原則入園を希望する月の2ヶ月前の15日です。（詳細は下表参照）

※入園申込み提出後の希望園の変更は、入園希望月の申込期限（※1）まで受け付けます。

※内定後に内定辞退（キャンセル）することのないよう、実際に通える保育園等を申込書にご記入ください。

※希望される園については、見学し、保育方針などを確認してから申し込んでください。

※内定辞退した場合、今後の審査で減点されます。

入園希望月	申込期限（※1）	結果の通知	育児休業終了日について（※2）
4月	令和7年10月31日(金)	1月末頃	令和8年5月15日までの方
5月	令和8年3月13日(金)	4月上旬頃	令和8年6月15日までの方
6月	令和8年4月15日(水)	5月上旬頃	令和8年7月15日までの方
7月	令和8年5月15日(金)	6月上旬頃	令和8年8月15日までの方
8月	令和8年6月15日(月)	7月上旬頃	令和8年9月15日までの方
9月	令和8年7月15日(水)	8月上旬頃	令和8年10月15日までの方
10月	令和8年8月14日(金)	9月上旬頃	令和8年11月15日までの方
11月	令和8年9月15日(火)	10月上旬頃	令和8年12月15日までの方
12月	令和8年10月15日(木)	11月上旬頃	令和9年1月15日までの方
1月	令和8年11月13日(金)	12月上旬頃	令和9年2月15日までの方
2月	令和8年12月15日(火)	1月上旬頃	令和9年3月15日までの方
3月	令和9年1月15日(金)	2月上旬頃	令和9年4月15日までの方

※申込期限内であれば、書類の提出時期が入所選考に影響することはありません。

※保育園等はすべて月の1日入園であり、慣らし保育期間が必要であるため、育児休業終了日について15日を区切りとして入園月を決定します。

例：5月15日が育児休業終了日の場合、4月1日入園申込みが可能

5月16日が育児休業終了日の場合、5月1日入園申込みが可能

※育児休業を短縮して入園を希望する方は、別の月でも申請が可能です。

入園決定により、育児休業終了日を短縮していただく事になります。（※2）参照

変更した場合は、確定した日付を記入した就労証明書を再度提出していただく必要があります。

※支給認定証については、申込みの集中等により交付が遅れることがあります。

【受付】

・電子申請

- ・掛川市役所 こども保育支援課園運営支援係(市役所 1 階南側)
- ・大東支所 南部大東ふくしあ
- ・大須賀支所 南部大須賀ふくしあ

3 申込みに必要な書類について

- ① 施設型給付費 教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書
入園申込児童 1 人につき、1 枚必要です。

- ② 保護者(父・母)や世帯員について保育園等入園基準に該当することを証明する書類
【下表 参照】

※65 歳未満の祖父母が同居（または 50 メートル以内に居住）しており、祖父母が保育できない理由がある場合は、保護者と同様に書類の提出をお願いします。特に保育できない理由がない場合や、書類が用意できない場合は、審査で減点の対象となります。なお、65 歳以上の場合は提出不要です。

※就労証明書等を含む、すべての書類をそろえてから申し込んでください。

保護者・同居祖父母の状況	必要な書類
会社員 (パート・就労予定者含む)	① 就労証明書 ※就労証明書は、国の様式で提出してください。
自営業者・農業等従事者 (事業主・専従者)	① 就労証明書 ※就労証明書は、国の様式で提出してください。 ② 確定申告書の第 1 表・第 2 表または収支内訳書の写し（最新版） ※確定申告書を添付できない場合・源泉徴収票・営業許可証・登記事項証明書・開業届・業務委託契約書等の写しを提出してください。
疾病・障がい	① 確認書 ② 診断書・障害者手帳の写し・介護保険証の写し 等 ※診断書を提出する場合、必要な療養期間、日常生活への程度を記載してもらってください。
介護・看護	① 確認書 ② 診断書・障害者手帳の写し・介護保険証の写し 等 ※世帯に障がいのある方がいる場合は、保育料が軽減される場合がありますので、その方の障害者手帳の写しも提出してください。
妊娠・出産	① 確認書 ② 母子手帳の写し（母の名前のページと出産予定日のページ）
求職中	① 確認書

就学・職業訓練	① 確認書 ② 在籍証明書または、合格通知書のコピー ③ カリキュラム
---------	---

※就労証明書、確認書の様式は、市ホームページの「申請書ダウンロードサービス」からダウンロード、印刷ができます。記入例も掲載しています。就労証明書についてはエクセル様式もダウンロードできますので、ご活用ください。

③ 転入者（令和7年1月2日以降に掛川市に住民登録をされた方）の必要な書類について

令和7年1月1日時点で掛川市に住民登録がなかった方は、住民登録のあった自治体から下記の書類（父母それぞれの分）を取得し、入所申請の際に提出してください。

●施設型給付費 教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書にマイナンバーを記入した方は課税証明書の提出は不要です。

	入園希望月	
	4月～8月	9月～3月
令和7年1月2日～ 令和8年1月1日に 掛川市に住民登録された方	○令和7年度 市町村民税 課税証明書 （令和6年中の所得）の写し	必要ありません
令和8年1月2日以降に 掛川市に住民登録された方	○令和7年度 市町村民税 課税証明書 （令和6年中の所得）の写し ○令和8年度 市町村民税 課税証明書 （令和7年中の所得）の写し	○令和8年度 市町村民税 課税証明書 （令和7年中の所得）の写し

※令和8年度の課税証明書（令和7年中の所得）は、令和8年6月頃から取得可能です。

取得可能となりましたら、1月1日に住民登録のあった自治体で発行を受けて、すみやかに提出してください。

④ 個人番号（マイナンバー）の確認について

窓口での申込みの際、保護者と申請児童の個人番号（マイナンバー）を確認します。マイナンバーカードまたは通知カード、及び本人確認書類（窓口に来られた保護者の運転免許証等の顔写真がある証明書）を忘れずにお持ちください。

電子申請の際は、保護者（申請者）のマイナンバーカードを利用して、申請していただきますので、お手元にご用意ください。

4 申込みから入園までの流れについて

認定申請及び入園申込み ↓	就労証明書や確認書等を準備の上、ご自宅のパソコンやスマートフォンから申込期限までに電子申請してください。(紙での申込みも受け付けます。)
支給認定決定(2号・3号) ↓	受付した申請をもとに、支給認定証を郵送します。 4月入園希望の方は12月頃に発送予定です。 5月以降に入園希望の方は、利用調整結果の通知に同封します。
利用調整(入園者の選考) ↓	申請者の就労状況や保育園等の状況などにより利用調整を行います。
利用調整結果の通知 (入所承諾通知書) (入所保留通知書) ↓	4月入園希望の方は、入所承諾通知書もしくは入所保留通知書を1月末頃に郵送します。 5月以降に入園希望の方は、希望月の1ヶ月前頃に郵送します。 入園できない方には、初回のみ、利用調整の結果を郵送にてお知らせします。
入園決定 ↓	保育園等入園準備のための面接や入園に必要な手続きを行います。 各保育園等で実施のため、時期が前後する場合があります。
通園開始	希望月の1日から入園となります。 入園してから、慣らし保育が始まります。 ※入園月の前月に、慣らし保育はできませんので、ご了承ください。 ※利用者負担に関する掛川市からの通知を、園を通じてお渡しします。

【令和8年度 保育園等に入園できない方について】

※申込書は希望月から令和9年3月入園まで有効です。

※以後も利用調整は継続し、入園が可能になった場合は電話連絡をさせていただきます。

※申込みを取り下げる場合、保育園等を待機しながら幼稚園や認可外保育園に入園する場合は、こども保育支援課までご連絡ください。

5 保育料及び副食費について

(1) 保育料の無償化について

3歳児から5歳児の全てのお子さん及び、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは「幼児教育・保育の無償化」により、保育料は無料です。※3歳児とは、令和8年4月1日時点で3歳のお子さんです。

（２）保育料の算定について

保育料は、お子さんの年齢や認定区分、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）、保護者等の市民税額の合計により算定します。詳しくは、18 ページの保育料表（参考）をご覧ください。

【令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月の保育料】

令和 7 年度（令和 6 年中の所得分）の保護者（父母等）の市民税所得割額等により決定します。

【令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月の保育料】

令和 8 年度（令和 7 年中の所得分）の保護者（父母等）の市民税所得割額等により決定します。

※保護者の市民税額が非課税で、祖父母等と同居している場合は、扶養の状況などにより、祖父母等の市民税額を加えて保育料を算定する場合があります。

※海外勤務などにより市民税額が確認できない場合は、収入の分かる書類を提出いただく必要があります。

（３）保育料の支払いについて

保育園及びすこやかこども園は掛川市が徴収し、すこやかこども園以外の認定こども園及び小規模保育事業所は園が徴収します。

市が徴収する保育園等の保育料の支払いについては、口座振替での支払いをお願いしております。

口座振替は web 登録が便利です。詳細については入所承諾通知書と併せてお知らせします。

（４）副食費（おかず・おやつ等の費用）の免除対象について

副食費は、0 歳児から 2 歳児の子どもの場合は保育料に含まれていますが、「幼児教育・保育の無償化」により保育料が無料となる 3 歳児から 5 歳児の子どもは、副食費や主食費をお支払いいただきます。ただし、以下に該当する場合は副食費が免除になります。

- ・同一世帯で保育園等を同時に利用する子どもが 3 人以上いる場合の第 3 子以降の子ども
- ・年収が 360 万円未満相当世帯の子ども

【年収が 360 万円未満相当世帯の基準表】

教育・保育給付認定及び世帯状況	市民税所得割額
2 号認定（ひとり親世帯等）	77,101 円未満
2 号認定（ひとり親世帯等以外）	57,700 円未満

（５）給食費（副食費および主食費）の支払いについて

給食費は、園での徴収になります。料金は園ごとに異なりますので、直接園にご確認ください。

※すこやかこども園については、公立のため市で徴収します。

6 保育園等申請・入園に関する注意事項について

保育園等は、保護者がなんらかの理由でお子さんを保育できない場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

保育園等は、国で定められた基準に基づいて運営されており、保育園等の入園に関しても様々な約束事があります。保育園等へ入園した場合は、保育園等の約束事を守っていただくことになります。下記にお問い合わせの多い事項をまとめたので、ご確認ください。

- (1) 入所選考の際に提出された勤務条件と異なる条件で勤務されたとき（選考に係る指数が低くなるとき）は、状況により入園の決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 申込内容が事実と異なる場合は、入園内定の取消又は退園となる場合があります。すべての書類は事実に基づき、現在の状況を正確にご記入ください。
- (3) 年齢を問わず、『保育園等へ入園できる基準』に該当しなくなった場合（次の①～④に該当する場合）は申請の取消又は入園している場合は退園となります。
 - ① 保護者が退職した場合
 - ② 保護者の就労時間が短縮となり、就労要件（月 64 時間以上の就労）を満たさなくなった場合
 - ③ 市外に転出した場合（他市の住民として通園したい場合は、事前手続きが必要です。手続きがない場合は退園となります。事前にご相談ください。）
 - ④ 保育料を滞納した場合
- (4) 下記内容を変更した場合は、住所等変更申出書を必ず提出してください。
 - 氏名・住所の変更（市外への転居は退園となります。事前にご連絡をお願いします。）
 - 転職・退職等による就労内容の変更（転職の場合は就労証明書を添付。）
 - 家族構成の変更（婚姻・離婚・転居・出生等による世帯員の増減）
 - 税の修正申告を行った場合（保育料が変更になる場合があります）※変更後は、直ちに、こども保育支援課もしくは保育園等に申し出てください。
- (5) 保育園等入園の月から「慣らし保育」が始まります。お子さんのために2～4週間ほど必要ですので、家族や職場等にご相談の上、対応をお願いします。
お子さんの様子を見ながら慣らししていきますので、期間は、一人一人異なります。
- (6) 退園の際は、早めに退園届を保育園等に提出してください。

- (7) 利用を希望する施設は、1 年以上通園可能な園にしてください。ご家庭の保育を必要とする状況、保育園等の受入月齢や開所時間、送迎が可能かどうかを事前に確認し、保育園等の特色・保育方針・用品等の実費負担額等を理解した上で、見学をしてから申し込みをしてください。
- (8) 医療的ケア（導尿・経管栄養・血糖測定など）や特別な支援を要するお子さんが保育園等の入園を申請する場合は、保育園等によっては対応が難しい園もありますので、事前にこども保育支援課や各園へご相談ください。
- (9) 年度途中の転園はできませんのでご承知おきください。
- (10) 申請後に妊娠が分かった場合は、至急、こども保育支援課に母子手帳の写しを提出してください。
- (11) 保育園等の申請は年度毎になります。待機されている方で次年度も保育園等の入園を希望する方は、再度、申込みが必要です。
- (12) 保育料は月額で決定しており、都合によりお休みした場合や月の途中で退園した場合も保育料は変わりません。お子さんの入院等により、連続して 10 日以上休んだ場合は、減額することもあります。詳しくは園にご相談ください。
- (13) 食物アレルギーなどにより、園で特別な配慮や管理が必要なお子さんは、入園前に医師の診察を受け、「生活管理指導表」を提出していただくことがあります。詳しくは、園とご相談ください。

掛川市内保育園・認定こども園一覧

令和8年4月1日

保育園名	所在地 (TEL)	設置主体	定員(人)							基本		延長保育 早朝 延長	土曜日 開所時間 閉所時間	18:00以降の延長 保育	0歳児 受入月齢	看護師の 有無	子育て支 援セン ター
			合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児								
掛川聖マリア保育園	中央1丁目8-1 (0537-24-0875)	社会福祉法人 聖母福祉会	120	12	20	22	22	22	22	8:30 16:30	7:00 18:00	7:00~ ~19:00	8:00 17:00	有料	3か月以上		
葛ヶ丘保育園	葛ヶ丘3丁目4-1 (0537-26-9123)	社会福祉法人 泉洞会	60	6	9	9	12	12	12	8:30 16:30	8:00 19:00	7:00~ -	7:00 19:00	無料	6か月以上		
かがわのぞみ保育園	杉谷南1丁目1-20 (0537-21-3001)	社会福祉法人 香献美会	120	9	18	23	23	23	24	8:30 16:30	7:00 18:00	- ~19:00	7:00 19:00	有料	6か月以上	○	
すずかけっこ保育園	掛川市大池2956 (0537-61-2505)	社会福祉法人 天電厚生会	162	12	30	30	30	30	30	8:30 16:30	7:00 18:00	7:00~ ~19:00	7:00 19:00	有料	3か月以上	○	
きらきら保育園	柳町36 (0537-29-6336)	社会福祉法人 まなごし	59	3	6	8	14	14	14	8:00 16:00	7:30 18:30	- ~19:00	7:30 17:30	18:30以降 有料	6か月以上		
みなみさいごのぞみ保育園	南西郷1315-5 (0537-64-3700)	社会福祉法人 香献美会	144	9	18	24	31	31	31	8:30 16:30	7:00 18:00	- ~19:00	7:00 19:00	有料	6か月以上	○	
モコ掛川保育園	宮脇1丁目4-3 (0537-28-9666)	株式会社 リブレス	90	6	15	15	18	18	18	8:30 16:30	7:30 18:30	7:00~ ~19:00	7:30 18:30	18:30以降 有料	8か月以上		
千羽すびか保育園	千羽583 (0537-29-5210)	社会福祉法人 ゆにわ会	120	6	12	15	29	29	29	8:30 16:30	7:00 18:00	- ~19:00	7:00 18:00	無料	8か月以上 (6か月以上 要相談)	○	

	認定こども園	所在地 (TEL)	設置主体	定員(人)							基本		延長保育 早朝	土曜日 開所時間 閉所時間	18:00以 降の延長 保育	0歳児 受入月齢	養護師の 有無	子育て支 援セン ター
				合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児								
											保育短時間	通常保育時間						
市立	すこやかこども園	宮脇2丁目6-1 (0537-62-6110)	掛川市	180	20	32	32	32	32	8:30 16:30	8:30 18:00	7:00~ ~19:00	7:00 19:00	有料	6か月以上	○		
私立	掛川こども園	家代の里1丁目5-1 (0537-61-3322)	社会福祉法人 未来	120	10	20	20	25	25	8:00 16:00	7:00 18:00	7:00~ ~18:30	7:00 18:30	有料	8か月以上	○	併設	
	桜木こどもの森	家代1761-1 (0537-22-8159)	社会福祉法人 未来	111	11	17	17	22	22	8:00 16:00	7:00 18:00	7:00~ ~18:30	7:00 18:30	有料	8か月以上		併設	
	こども広場あんり	本郷623-1 (0537-26-2250)	社会福祉法人 安里学園	140	12	18	20	30	30	8:30 16:30	7:00 18:00	- ~18:30	7:00 18:30	有料	6か月以上	○	併設	
	掛川あそびこども園(仮称)	岡津63-2 (0537-22-8900)	株式会社 あそび学園	120	12	18	18	20	26	8:30 16:30	7:00 18:00	- ~19:00	7:00 18:00	有料	6か月以上			
	子育てセンターとものもり	大池2305 (0537-25-6800)	社会福祉法人 天電厚生会	105	9	18	18	20	20	8:30 16:30	7:00 18:00	- ~19:00	7:00 19:00	有料	3か月以上	○	併設	
	子育てセンターひだまり	杉谷南2丁目1-1 (0537-23-1771)	社会福祉法人 天電厚生会	165	20	20	20	35	35	8:30 16:30	7:00 18:00	- ~19:00	7:00 19:00	有料	3か月以上	○	併設	
	子育てセンターさやのもり	長谷1687-2 (0537-24-2251)	社会福祉法人 天電厚生会	232	20	40	40	44	44	8:30 16:30	7:00 18:00	7:00~ ~19:00	7:00 19:00	有料	3か月以上	○	併設	
	掛川中央幼稚園	和光2丁目16-1 (0537-24-5501)	学校法人 くるみ学園	140	0	18	23	33	33	8:30 16:30	7:30 18:30	- -	- -	-	受入不可		併設	
	くるみ幼稚園	中央2丁目18-5 (0537-22-5394)	学校法人 くるみ学園	42	0	0	6	12	12	8:30 16:30	7:30 18:30	- -	- -	短時間利 用は16: 30以降有 料	受入不可			
	智光こども園	仁藤町5-5 (0537-29-5330)	社会福祉法人 泉洞会	90	6	12	12	20	20	8:30 16:30	8:00 19:00	7:00~ ~19:00	7:00 19:00	無料	6か月以上		併設	
	おおさかこども園	大坂2805 (0537-72-2607)	社会福祉法人 大東福祉会	225	15	25	25	50	55	8:30 16:30	8:00 18:00	7:00~ ~19:00	7:00 19:00	無料	原則 6か月以上		併設	
	ちはまこども園	千浜5870 (0537-72-2400)	社会福祉法人 大東福祉会	85	10	15	15	15	15	8:30 16:30	8:00 18:00	7:00~ ~19:00	7:00 19:00	無料	原則 6か月以上		併設	
	きとうこども園	下土方380-1 (0537-74-2201)	社会福祉法人 大東福祉会	205	15	28	34	42	43	8:30 16:30	8:00 18:00	7:00~ ~19:00	7:00 19:00	無料	原則 6か月以上		併設	
	よこすか めくさこども園	横須賀1039-1 (0537-48-2258)	社会福祉法人 大須賀苑	185	20	24	30	37	37	8:00 16:00	8:00 19:00	7:00~ -	7:00 19:00	無料	6か月以上			
	おおぶち そよ風こども園	大淵4385-1 (0537-48-0707)	社会福祉法人 大須賀苑	90	6	12	12	20	20	8:00 16:00	8:00 19:00	7:00~ -	7:00 19:00	無料	6か月以上		併設	

※詳細については各園にお問い合わせください。
※18:00以降の延長保育の金額は、各保育園にご確認ください。

定員について：継続児童も含みます。受け入れ人数ではありませんのでご注意ください。
(受け入れ人数は、継続児童数や園の体制等により決定されます。)

小規模保育事業所一覧(0~2歳)

園名	所在地 (TEL)	設置主体	定員(人)						基本		延長保育 早期	土曜日 開所時間	18:00以降の延長 保育	0歳児 受入月齢	
			合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児							5歳児
									保育短時間	通常保育時間	延長	開所時間			
ちゅーりっぷ	沖之須1894-2 (0537-48-6737)	株式会社 Personal growth supporter 彩羽	12	3	3	6				8:30 16:30	8:00 18:00	- ~19:00	8:30 16:30	無料	6か月以上
小さなお家 ほっぼ保育園	本所72-2 (0537-29-5760)	個人事業者	19	3	8	8				8:30 16:30	7:00 18:00	-	8:30 16:30	-	7か月以上
モコ宮脇保育園	宮脇1丁目4-4 (0537-28-9666)	株式会社 リブレス	18	6	6	6				8:30 16:30	7:30 18:30	7:00~ ~19:00	7:30 18:30	18:30以降 降有料	8か月以上
きらきら保育園(分園)	中宿132 (0537-21-3013)	社会福祉法人 まなざし	15	3	6	6				8:00 16:00	7:30 18:30	- ~19:00	7:30 17:30	18:30以降 降有料	6か月以上
きよさき保育園	清崎104-4 (0537-24-7200)	個人事業者	12	2	5	5				8:30 16:30	7:30 18:00	-	-	-	6か月以上
桜木こどものへや	家代1761-1 (0537-22-8159)	社会福祉法人 未来	15	3	6	6				8:00 16:00	7:00 18:00	7:00~ ~18:30	7:00 18:30	有料	8か月以上
掛川みなみ園	南2丁目16-12 (0537-21-7806)	個人事業者	12	2	5	5				8:30 16:30	7:30 18:30	-	8:30 16:30	有料	6か月以上
そがのぞみ保育園	傾家581-1 (0537-25-7700)	社会福祉法人 春献美会	12	3	4	5				8:30 16:30	7:30 18:30	-	7:30 18:30	無料	要確認
あんり小規模保育園	本郷616-4 (0537-64-7771)	社会福祉法人 安里学園	19	3	6	10				8:30 16:30	7:00 18:00	-	7:00 18:00	-	6か月以上
トットハウス掛川駅南	亀の甲2丁目17-17 (0537-29-6811)	株式会社 トットメイト	19	5	6	8				8:00 16:00	7:00 18:00	- ~19:30	7:00 ~19:30	有料 ※短時間 利用は 16:00~	6か月以上
トットハウス掛川やよい町	弥生町2 (0537-25-6377)	株式会社 トットメイト	18	6	6	6				8:00 16:00	7:00 18:00	- ~19:00	7:00 ~19:00	有料 ※短時間 利用は 16:00~	6か月以上
保育所きぼう掛川上西郷園	上西郷1563-3 (0537-22-5115)	株式会社 きぼう	18	6	6	6				8:30 16:30	7:30 18:30	- ~19:00	7:30 18:30	18:30以降 降有料	6か月以上 (6か月未満 要相談)

※詳細については各園にお問い合わせください。

※18:00以降の延長保育の金額は、各保育園にご確認ください。

定員について：継続児童も含みます。受け入れ人数ではありませんのでご注意ください。
(受け入れ人数は、継続児童数や園の体制等により決定されます。)

記入例

受付	新・待	ADⅡ	認定証	選考	保育料等
	標・短				

R8

施設型給付費(地域型保育給付費) 教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書

(あて先)掛川市長

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

保護者(申請者)氏名

掛川 豊

次のとおり、施設型給付費(地域型保育給付費)に係る(地域型保育給付費)の支給決定(利用者負担額の決定)に同意します。

忘れずに記入をお願いします。
入所後は保育料の納付義務者となります。

証明の交付を申請します。併せて、市長が施設型給付費情報を確認すること並びに利用者負担額を特定教育・

フリガナ	カケガワ サチコ	生年月日(年齢)	性別	障害者手帳等の有無
申請に係る小学校就学前の子どもの氏名	掛川 幸子	令和〇年〇〇月〇〇日 〇歳 (令和8年4月1日時点)	男 ☐ 女 ☒	☐ 無 ☐ 有
保護者の住所	〒436-004 掛川市長谷〇〇 令和7年1月1日現在の住所			
支給認定証番号	0000	(既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。)		
保育の希望の有無	☒ 有 ☐ 無	前年度中に待機や幼稚園に入園していた場合は、支給認定証番号を記入してください。		

(注)

- 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分に限る)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。
- 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分に限る。)をいいます。
- 「有」を○で囲んだ場合は①から③までに、「無」を○で囲んだ場合は、①及び②に必要事項を記載してください。

①世帯の状況(同一敷地内に居住している場合は「同居」とみなして全員記入してください。又、市外に居住する大学生など「生計が同一の子ども」がいる場合は、その子どもも記入してください。)

区分	フリガナ 氏 名	子どもの 続柄	生 年 月 日 (年齢)	職業、学校名(在園名)等
子 ど も の 世	カケガワ ユタカ 掛川 豊	父	H〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇 歳)	会社員 〇〇(株)
	カケガワ マサコ 掛川 雅子	母	H〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇 歳)	派遣社員 〇〇(株)
	カケガワ タロウ 掛川 太郎	兄	R〇〇年〇〇月〇〇日 (〇 歳)	〇〇こども園 幼稚園利用 (保育所併願)
	カケガワ イチロウ 掛川 一郎	祖父	S〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇 歳)	自営業 サービス

①入所希望日時点の年齢を記入してください。
②世帯分離していても、同一敷地内に居住している方は「同居」とみなして全員記入してください。
③同一生計の別居の兄・姉がいる場合も記入してください。
④世帯員が多く記載しきれない場合は、任意の用紙で追記してください。
⑤同居祖父母が65歳未満で就労されている場合などは、就労証明書等を添付してください。

【きょうだいがいる場合】
①認定こども園へ入所中の場合は、保育所利用か幼稚園利用が分かるように記入してください。
②幼稚園等に入園していて、保育所の申込する場合は、上記のように(保育所併願)と記入してください。

(障害者手帳等の写しを添付してください。)

ひとり親家庭 ☒ 非該当 ☐ 該当 (離婚・別居・未婚・死別・その他)

②利用を希望する期間、認定区分及び個人番号

利用を希望する期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 卒園まで	令和 年 月 日まで
認定区分	☐ 1号認定 ☐ 2号認定 ☐ 3号認定	個人番号 (マイナンバー)
※利用を希望する施設(事業者)		
	名 称	
第1希望	〇〇〇こども園	
第2希望	△△△保育園	
第3希望		

①正当な理由なく希望園内定を辞退するなど、公正な選考に支障をきたす様な行為を行った場合は、次回の調整から点数を減点します。
必ず通園可能な園を記入してください。
②1年以上通園可能な園を検討し、希望順に記入してください。
③第1希望の園に入園できない場合、第2・第3希望の園に決定することもあります。
④希望される園について理解された上でご記入をお願いします。
(園の方針など詳細は各園にご確認ください。)
⑤待機になった場合には、希望園の追加ができます。
⑥年度途中の転園はできません。
⑦希望される園について、見学してから申込みを推奨します。

③保育の利用を必要とする理由等(保育の利用を希望する場合に記入してください。)

保育所等において保育を希望する理由	続柄	理由	具体的な状況等
希望する理由	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	就労時間に合ったおむねの利用時間を記載してください。
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	
希望する利用曜日及び利用時間	曜日	月 曜日から 金 曜日まで	時間 8時 30分から 17時 30分まで
	☒ 保育標準時間(最長11時間の利用)		☐ 保育短時間(最長8時間の利用) ※求職活動が理由の場合は、保育短時間となります。
送迎予定者	☐ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他()		
送迎手段	☒ 自動車 ☐ 自転車 ☐ 徒歩 ☐ その他()		
保護者不在時の連絡先	氏名	掛川 一郎	続柄 祖父
	住所	掛川市長谷〇丁目〇番地〇	
	連絡先	000-0000-0000	

④祖父母の状況

児童との続柄	氏名	年齢	住所	現況
父方	祖父 掛川 一郎	59	☒ 同居 ☐ 同居予定(年 月頃) ☐ 別居(住所をご記入下さい)	☐ 外勤 ☒ 自営業 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 求職中 ☐ 死別 ☐ その他()
	祖母 掛川 春子		入所希望日時点で65歳未満の同居及び50m以内に居住する祖父母は、就労証明書等の添付をお願いします。 ※無職の場合は不要です。 ※65歳以上及び50m以上離れて居住している場合は不要です。	☐ 外勤 ☐ 自営業 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 求職中 ☒ 死別 ☐ その他()
母方	祖父 静岡 義男	62	☐ 同居 ☐ 同居予定(年 月頃) ☒ 別居(住所をご記入下さい) 菊川市半濱〇〇番地	☐ 外勤 ☐ 自営業 ☒ 無職 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 求職中 ☐ 死別 ☐ その他()
	祖母 静岡 花子	57	☐ 同居 ☐ 同居予定(年 月頃) ☒ 別居(住所をご記入下さい)	☒ 外勤 ☐ 自営業 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 求職中 ☐ 死別 ☐ その他()

⑤現在の保育状況

☒ 認可保育園に通っている。 ☐ 幼稚園に通っている。 ☐ 認可外保育園・事業所内託児所に通っている。 ☐ 療育施設等に通っている。(めばえ・たけのこ教室など) ☐ 親族(父親・母親・祖父・祖母・その他())が見ている。 ☐ 仕事場に連れて行く。(同伴就労) ☐ その他()	記入→	施設名 〇〇保育園・めばえ・たけのこ教室など
		期 間 H〇〇年 4月～ R〇年 3月
		所在地 掛川市〇〇〇〇

→育児休業から復帰予定で申請する場合

☒ 直ちに復職希望 ☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる ※「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、減点となります。	育児から復帰予定で申請する場合はどちらかに必ずチェックをお願いします。
---	--

→入所できなかった場合、どのように過ごされますか？

☐ 幼稚園へ入園(園名:) ☐ 認可外 ☐ 一時預かりを利用 ☒ 育児休業の延長 ☐ 希望を取り下げ	①幼稚園等と併願する場合は記入をお願いします。 ②認定こども園で併願する場合(既に幼稚園利用している場合を含む)は、事前に園に伝えてから申込してください。
--	---

⑥幼稚園等の申込状況(認定こども園幼稚園利用を含む)

幼稚園等との併願	無・有	幼稚園等への入園申込	申込済	申込予定・入園中	施設名 〇〇こども園 幼稚園利用
幼稚園等に内定した場合					
☐ 保育所等の申込を取り下げる。(申請取り下げの手続きが必要です。)					
☒ 幼稚園等に通いながら、保育所等に入所できるのを待つ。					

保育児童家庭状況調査票

1 きょうだいについて

I 同時期に保育施設の入所申請をするきょうだいがいる場合は、以下の1～8のうち、いずれか1つに○をつけてください。

1	同時に同じ保育施設への入所のみを希望。(同時に同じ保育施設に入所できない場合は、「入所保留」となります。)
2	同時に入所できれば、別々の保育施設でもよい。(同時に入所できない場合は、「入所保留」となります。)
3	ひとりでも先に入所させたい。同じ保育施設への入所のみを希望。本児を先に入所させたい。
4	ひとりでも先に入所させたい。同じ保育施設への入所のみを希望。別のきょうだいを先に入所させたい。
5	ひとりでも先に入所させたい。同じ保育施設への入所のみを希望。どちらが先でも良い。
6	ひとりでも先に入所させたい。別々の保育施設でも入所を希望。本児を先に入所させたい。
7	ひとりでも先に入所させたい。別々の保育施設でも入所を希望。別のきょうだいを先に入所させたい。
8	ひとりでも先に入所させたい。別々の保育施設でも入所を希望。どちらが先でも良い。

※3、4、6、7は、先に入所させたい子が入れない場合は、「入所保留」となります。

II 上の子が、入所保留となる時、認定こども園(幼稚園利用)を利用する予定の場合、以下の調整を希望する場合は選択してください。

■ 上記 I に関わらず、きょうだいと同じ施設(幼稚園利用・保育利用を問わず)に入れる場合は入所を希望する。 ※選択した場合の入所パターン…上:Bこども園幼稚園利用、下:Bこども園保育

2 児童の健康状況について※申込日現在で記入し、内容に変更がある場合は

健診の受診 (健診時の指導等)	■4か月健診 ■10か月健診 ■1歳6か月健診 □無 ■有(個別相談など)
発育発達状況	□順調 ■その他(発達の遅れ) その他の場合→相談先施設等(○○保健センター : 令和○年○月○日～)
病気やケガ	■無 □有→病名等() 医療機関名() 通院回数()
投薬の状況 ※原則、保育所等での投薬行為はできません。	■無 □有→薬の名称() □飲み薬 □塗り薬 □その他() 回数() 回/日
アレルギーの状況	□無 ■有→■卵 □牛乳 □大豆 □小麦 □そば ■その他(例:花粉、ペットの毛) ※除去の内容 □完全除去 ■部分除去 ※医師の指導について ■受けている
医療的ケアの有無	■無 □有→□経管栄養() □導尿 □その他()
入所にあたり配慮が必要なこと	○発達の遅れを健診で言われたため、個別相談に通っています。 ○めばえ親子通園、たけのこ教室などに通っていたことがある。

○卵アレルギーの症状は湿疹です。カスタードクリームやアイスクリームなどの加工品は食べられます。 ※発育発達状況、病気・ケガ、アレルギー等について該当がある場合は、程度などについて具体的に記入をお願いします。 ※その他、入所にあたり配慮が必要なこと(宗教・信条等も含む)、心配なことなどがあれば記入をお願いします。
--

3 保護者の状況について

出産予定	■無 □有→予定日: 令和○年○月○日
産休・育休の取得状況	父 ■無 □有→予定期間: 令和○年○月○日～令和○年○月○日 母 ■無 □有→予定期間: 令和○年○月○日～令和○年○月○日

4 言語について

日本語での会話	父 (可)・不可	母 (可)・不可	子 (可)・不可
日本語の読み	父 (可)・不可	母 (可)・不可	
通訳・日本語が話せる親族等の有無	(有)・無	名前	掛川 一男 (続柄:)
連絡先	000-0000-0000		

※令和8年4月1日時点で、3歳、4歳、5歳の方は、記入不要です。

利用者負担額(保育料)納付誓約書

(あて先)掛川市長

私は、保育所等入所決定後、利用者負担額(保育料)を納期限内に納付することを誓約します。
なお、誓約どおり履行されない場合は、直ちに勤務先への調査や滞納処分を実施されても異議はありません。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

住所 **掛川市長谷〇丁目〇番地〇**

氏名 **掛川 豊**

保護者(申請者)氏名と同じ方の氏名を記入してください。

< 以下記入不要 >

(市記入欄)

特記事項	
------	--

必要に応じて国籍、母国語、日本語能力(父母および本人)、通訳の有無等について確認
通訳の方の連絡先()

※下記の変更により、保育料が変更になる場合があります。速やかにこども保育支援課又は保育園等にお申し出ください。
①家族構成の変更 【変更例】婚姻・離婚・離婚調停・死別・転居 等
②税の修正申告や更正による税額の変更(減額・増額)→未申告の場合は、保育料を最高額で決定する場合があります。
※保育料以外の料金(教材費等)については、各園にお問い合わせください。

令和8年度 掛川市保育所等入所選考基準表

指数合計

(1)保育の実施基準表（基準点）

基準点数については、1～7のうち一番点数の高い項目を父母ともにひとつずつ選択。

区分	類型	細目(保護者の状況)		基準指数	
				父	母
1	就労	月150時間以上の就労を常態としている場合		20	20
		月140時間以上の就労を常態としている場合		19	19
		月120時間以上の就労を常態としている場合		18	18
		月100時間以上の就労を常態としている場合		17	17
		月80時間以上の就労を常態としている場合		16	16
		月64時間以上の就労を常態としている場合		15	15
		内職	月64時間以上の就労を常態としている場合	14	14
2	出産	出産(予定)月の3か月前から出産後3か月である場合			16
3	疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	20	20
			居宅療養 (1ヶ月以上)	20	20
				18	18
		障がい	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者1～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	20	20
			「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	17	17
			「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	15	15
4	親族の介護・看護	病院等の指示により、1か月以上の付き添いが必要な場合		20	20
		身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、難病指定による病気、要介護3～5の親族の常時介護・看護または施設通所の付き添いにより家庭保育が困難な場合		18	18
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級、要介護1～2の親族の常時介護・看護または施設通所の付き添いにより家庭保育が困難な場合		16	16
		上記以外の親族の常時介護・看護または施設通所の付き添いにより家庭保育が困難な場合		15	15
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育することができない場合		20	20
6	求職中	求職中の場合		10	10
7	その他	就学等	日中、就学・技能修得等のため、保育することができない場合	区分1を適用	
		不在等	死亡、離婚、行方不明、別居、拘禁等	20	20
		各号に掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合		区分1～6を準用	

(2)調整指数表

区分	類型	状況	指数
福祉的配慮	1	利用希望児童が母または父のみに養育されている場合（親族等非同居）	15
	2	ひとり親世帯等	5
	3	父母の一人が単身赴任（県外もしくは富士市以東）、3か月以上の入院などにより不在の場合（親族等非同居）	7
	4	保護者が身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A～C、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している場合	10
	5	保護者が身体障害者手帳3級を所持している場合	5
	6	同一世帯に身体障害者手帳1～3級、または療育手帳A～C、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している者がいる場合（保護者及び入所申込児童を除く）	3
	7	利用希望児童が障がいがある場合（障がいに係る手帳の交付や特別児童扶養手当を受給している場合に限る）	3
	8	生活保護世帯	15
	9	その他	20
養育環境的配慮	10	地域型保育事業所の卒園児	12
	11	継続児童	10
	12	認可外保育施設（居宅訪問型を除く）の卒園児 市内認可外保育施設の閉鎖または認可施設への移行により、他の保育施設（認可施設への移行の場合は同保育施設に限る。）への入所を希望する場合（掛川市民に限る。）	5
	13	入所希望日時点において兄弟姉妹が保育所等に入所中の場合	10
	14	兄弟姉妹の入所	5
	15	入所希望日時点において兄弟姉妹同時申込の場合	5
	16	多子世帯	2人 2 3人以上 4
	17	掛川市内園の保育士等の子どもの利用（幼稚園教諭を含む。看護師が保育士の一員として勤務する場合も含む） 実労働時間が月120時間以上の場合	25
	18	掛川市内園の保育士等の子どもの利用（幼稚園教諭を含む。看護師が保育士の一員として勤務する場合も含む） 実労働時間が月120時間未満の場合	10
	19	掛川市外園の保育士等の子どもの利用（幼稚園教諭を含む。看護師が保育士の一員として勤務する場合も含む）	3
	20	他施設での保育	3
減点	21	祖父母 両祖父母全員が次のいずれかに該当する場合 ・県外もしくは富士市以東に在住している場合（不在含む） ・75歳以上 ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～C、精神障害者保健福祉手帳1～3級、要介護度3～5級を所持している	3
	22	未申請児	-5
	23	同居祖父母	各 -5
	24	広域入所	-20
	25	育児休業	-20
	26	保育料未納世帯	-50
	27	内定辞退	-10

(3)保育の実施基準表と調整指数表の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	保育の実施基準表の指数が高い世帯を優先する
第2段階	第1段階で順位が決まらない場合は、調整指数表において「福祉的配慮＞養育環境的配慮」の順に優先する（減点は除く）
第3段階	第2段階で順位が決まらない場合は、保育の実施基準表の項目別に優先する（①～⑧の順） ①不存在 ②災害 ③疾病・障がい ④就労 ⑤親族の介護・看護 ⑥出産 ⑦就学 ⑧求職
第4段階	第3段階で順位が決まらない場合は、希望する保育園に兄弟姉妹が在園している世帯を優先する（ただし、新年度申込の場合は、新年度に就学する児童は除く）
第5段階	第4段階で順位が決まらない場合は、市民税額の低い世帯を優先する

※指数により優先順位を審査した上で、希望保育所等の判断により調整決定を行います。

令和7年度 掛川市保育料表

—保育所・認定こども園—

階層区分		保育料（月額・円）			
		【0歳児クラス】 (R6. 4. 2生～)		【1・2歳児クラス】 (R4. 4. 2～R6. 4. 1生)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯等	1	0	0	0	0
市民税非課税世帯	2	0	0	0	0
市民税所得割非課税世帯	3	9,000	8,900	8,000	7,900
市民税所得割課税世帯	所得額 16,200円未満	4	11,000	10,900	9,900
	32,400円未満	5	12,000	11,800	10,900
	48,600円未満	6	13,000	12,800	11,800
	57,700円未満	7	19,000	18,700	17,000
	77,101円未満	8	19,000	18,700	17,000
	97,000円未満	9	22,000	21,700	20,000
	121,000円未満	10	31,000	30,500	28,000
	145,000円未満	11	35,000	34,500	32,000
	169,000円未満	12	37,000	36,400	34,000
	190,000円未満	13	44,000	43,300	40,000
	211,200円未満	14	46,000	45,300	42,000
	235,000円未満	15	48,000	47,200	44,000
	268,000円未満	16	53,000	52,100	48,000
	301,000円未満	17	57,000	56,100	52,000
	333,000円未満	18	61,000	60,000	55,000
	365,000円未満	19	64,000	63,000	58,000
	397,000円未満	20	67,000	65,900	61,000
	397,000円以上	21	70,000	68,900	64,000
上記世帯の内 ・母子(父子)のみの 世帯 ・障がい児(者)と同 居している世帯 等		2	0	0	0
		3	4,500	4,450	4,000
		4	5,500	5,450	5,000
		5	6,000	5,900	5,500
		6	6,500	6,400	6,000
		7	9,000	8,900	8,500
		8	9,000	8,900	8,500

備考

1 多子計算について

同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所等を利用している場合、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料です。

※第1階層～第7階層は、上記の年齢制限がありません。

※第1階層～第8階層の母子(父子)のみの世帯等の場合、第2子以降の保育料は無料です。

2 保育料の算定について

・4月～8月分・・・前年度(令和6年度:令和5年1月～12月までの収入)を基に算定

・9月～3月分・・・現年度(令和7年度:令和6年1月～12月までの収入)を基に算定

※幼児教育・保育の無償化により、0歳児～2歳児の住民税非課税世帯の保育料は無料です。

3 市民税所得割額について

調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)・寄附金税額控除(ふるさと納税)など、税額から差し引く控除は適用されません。

4 保育時間について

保育標準時間とは最長11時間の利用時間、保育短時間とは最長8時間の利用時間をいいます。

5 その他

・保育料以外に実費にかかる費用を徴収する場合があります。

・小規模保育事業所等の保育料は、上記保育料の9割(100円未満切上)となります。

住所等変更申出書

(あて先) 掛川市長

用紙は、こども保育支援課、各支所、各園にあります。
変更があった場合は、速やかに提出してください。

園名	
児童名 (生年月日)	(年 月 日生)
保護者名	
電話番号	

支給認定申請書等に記載した内容について、下記のとおり変更がありましたので申し出ます。

該当する事項の ☐ にレ点を付け、必要事項を記入してください。

☐

保護者の変更

変更後の保護者(納付義務者)： _____ 変更日：令和 年 月 日

☐

住所の変更 〒

変更後の住所： _____

☐

就労状況の変更 (2号、3号認定の該当者のみ記入してください)

令和 年 月 日付けで、(父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母) が (転職 ・ 退職)

※転職された場合は、就労証明書を併せて提出してください。

☐

家族構成の変更

令和 年 月 日付け、(婚姻 ・ 転居 ・ 死別 ・ 離別 ・ 離婚調停 ・ その他) による家族構成の変更 ※いずれかに○をつけてください。

※その他の場合の具体的な内容： _____

※2号、3号認定の該当者のみ、同居家族(配偶者、又は65歳未満の祖父母)が増えた場合は、就労証明書を併せて提出してください。

※下記、家族構成を記入してください。

変更後の家族構成(同居している家族を記入してください)

※同じ敷地内に居住する祖父母については、世帯分離していても「同居」と同じ扱いになります。

※兄・姉が勤務、就学、療養等の都合上別居している場合も、同一生計であれば記入してください。

区 分		ふりがな 氏 名	入園児童 との続柄	生年月日 (当年度4月1日現在)	職業等 勤務先や学校・園名
入園児童の (同居) 家族の 状況	入園児童			(歳)	
				(歳)	
	入園児童の 世帯員			(歳)	
				(歳)	
				(歳)	
				(歳)	
				(歳)	

一時預かり事業

1 目的 乳幼児の福祉の推進を図ることを目的として、不定期な就労や家族の入院などの私的理由で、一時的に育児が困難になる保護者の保育ニーズに対応して、一時的にお子さんを預かります。

2 対象児 原則、市内に住所を有する生後6ヶ月から就学前の乳幼児（園によって異なります。）

- 3 利用条件
- ①保護者の勤務形態等により断続的に育児が困難となるとき。
 - ②自営業などで繁忙期に一時的に育児が困難となるとき。
 - ③母親や家族が傷病や入院、出産、不慮の事故等により一時的に育児が困難になるとき。
 - ④日常保育をしている人の育児による心理的、肉体的負担を解消したいとき。
- ※お子さんが発熱や感染症などの発症時には、一時預かりを利用することはできません。

4 利用期間 1ヶ月通算で14日以内

5 申込方法 直接各園に問い合わせてください。

実施施設		開設日	基本保育時間	延長保育時間	利用定員	基本保育時間利用料						備考	
						3歳未満児		3歳児		4歳以上児			
						半日	1日	半日	1日	半日	1日		
	園名	電話番号(0537)											
	子育てセンターひだまり	23-1771	月～金 8:30～16:30	要相談	特になし	1,100	2,200	750	1,500	650	1,300	別に給食費、おやつ代	
	子育てセンターさやのもり	24-2251	月～金 8:30～16:30	要相談	特になし	1,100	2,200	750	1,500	650	1,300	別に給食費、おやつ代	
	子育てセンターともものもり	25-6800	月～金 8:30～16:30	要相談	特になし	1,100	2,200	750	1,500	650	1,300	別に給食費、おやつ代	
	掛川こども園	61-3322	月～金 9:00～16:00	—	要相談	1,300	2,600	1,000	2,000	1,000	2,000	別に給食費、おやつ代	
	掛川聖マリア保育園	24-0875	月～金 8:30～16:30	要相談	1日2人	1,200	2,400	800	1,600	800	1,600	別に給食費、おやつ代 該当年齢の保育室で保育をするため、定員オーバーしている年齢の一時預かりは不可。	
	おおさかこども園	72-2607	月～金 8:30～16:30	要相談	1日3人	1,100	2,200	750	1,500	650	1,300	別に給食費、おやつ代 一時休止中	
	おおぶちそよ風こども園	48-0707	月～金 8:30～16:30	要相談	1日2人	1,100	2,200	750	1,500	650	1,300	別に給食費、おやつ代 一時休止中	
	そがのぞみ保育園	25-7700	月～金 8:30～16:30	—	入園児童数による	1,100	2,200					別に給食費、おやつ代 1～2歳児のみ利用可能	
	掛川あそびこども園(仮称)	22-8900	月～金 8:30～16:30	—	入園児童数による	1,150	2,300	750	1,500	750	1,500	別に給食費、おやつ代	

※ 延長保育利用料は別途負担となります。

☆保育園以外の保育サービス

認可外保育施設

認可外保育施設:児童福祉法第59条の2の規定に基づき、静岡県知事に届出を行っている保育施設。「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、静岡県知事が保育内容、保育従事者数、施設設備等について指導監督を行っています。

一定基準を満たす認可外保育施設(市外含む)に入所し、認可保育所への入所要件を満たしている方を対象に、所得等に応じて保育料を助成する制度があります。詳しくは、こども保育支援課までお問い合わせください。

企業主導型保育事業所

<掛川市>

園名	所在地	電話番号	対象	開所日	一時預かり	申し込み方法
カンガルーム掛川	下俣762-1	0537-61-2022	生後57日～5歳児	月～土	○	直接、園へ申し込み
アトリエアンサンブル保育園	宮脇1-1-4 GS掛川宮脇ビル1,2階	0537-29-8188	6か月～2歳児	月～土	○	直接、園へ申し込み
かけがわ竹の子保育園	亀の甲1-6-22	0537-28-7701	6か月～2歳児 (※応相談)	月～土・日・祝日	○	直接、園へ申し込み
QTPメロンハウス保育園	上土方工業団地29-28	0537-29-7525	6か月～2歳児	月～金		直接、園へ申し込み
かがやきのもり	逆川245-4	0537-28-7111	生後57日～5歳児	月～金		直接、園へ申し込み

<袋井市>

園名	所在地	電話番号	対象	開所日	一時預かり	申し込み方法
愛ノ宮保育園	愛野東1-6-4	0538-31-3322	6か月～5歳児	月～土・日・祝日	○	直接、園へ申し込み

事業所内保育事業所 ※4月の認可保育所等の入所申込みをして、入所保留となった方のみ。(年度途中の入所はできません。)

園名	所在地	電話番号	対象	開所日	一時預かり	申し込み方法
ことり保育園 (中東遠総合医療センター)	菖蒲ヶ池1-1	0537-29-5552	1歳児～2歳児	月～金		直接、園へ申し込み

● 空き状況・一時預かりの詳細は、各園へお問い合わせください。

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターとは……

登録した会員同士の子育て助け合い組織で、子育ての応援をしてくださる会員の自宅で、お子さんをお預かりするサービスです。掛川市及び菊川市にお住まいの方が利用できます。

問い合わせ先

掛川市長谷一丁目1番地の1
こども政策課 こども政策係
電話 21-1211

特記事項(ご確認ください)

○ 各園の参考情報を載せています。園の方針や体制によるものですので、詳細については直接園にお問い合わせください。

保育園名	園からの参考情報
掛川聖マリア保育園	①カトリック精神に基づき、お祈りしつつ子ども達一人ひとりを大切に保育していきます。モンテッソーリ教育を中心に、子どもたちの敏感期に見合った環境を整え、子どもたちの自立を援け、思いやりの心を育てます。 ②生後3か月からお受けいたします。 ③土曜保育は1歳児以上からご利用いただけます。 ④アレルギー対応が必要な方は、医師による生活管理指導書の提出をお願いしております。 ⑤育休・産休中の利用時間は8:30～16:30内となります。 ⑥使用済みのオムツは園で処分します。 ⑦コット(簡易ベッド)を使用していますので、敷布団の準備は不要です。
葛ヶ丘保育園	①土曜保育は歩行、離乳食が完了してからお願いしています。利用した場合、できるだけ次週の振替休日をお願いしています。(特に乳児期、家族で過ごす短い子育ての時間を大切にしたい願いを伝えています。) ②土曜保育希望者人数によって、お弁当の持参をお願いすることがあります。 ③アレルギー対応しています。事前に相談と指示書が必要です。 ④0歳児の早期・延長保育利用は可能ですが、可能な方は祖父母等にご協力をお願いしています。 ⑤原則生後6か月から受け入れをしていますが、状況により受け入れができないこともあります。
かけがわのぞみ保育園	①0歳児は抵抗力が弱く、体力も無いので、保育時間をなるべく短くしていただいております。 また、早期・延長保育は異年齢合同となるので、危険の回避から個々の状況を踏まえて、「歩行等」からの利用の提案や、祖父母のご協力を提案しております。 ②土曜保育は歩行、離乳食が完了してからお願いしています。また、アレルギー食の対応はしていません。 利用した場合、翌週等でお仕事がお休みの日にできるだけお休みをお願いしています。 ③産休・育休中の利用時間は基本、8:30～16:30内になります。(利用時間については、相談に応じます。) ④アレルギー食には対応できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。 ⑤お昼寝用の敷布団、敷きカバーは、リースをご利用いただいています。(年額6,000円) ⑥使用済みのオムツは園で処分します。 ⑦通常保育活動の中で、外部講師による英語教室(5歳児)・体育教室(4・5歳児)を行っています。
すずかけっこ保育園	①0歳児の早期・延長保育は園生活に慣れてからの利用をお願いしています。(緊急時を除く) ②土曜保育は子育てセンターとも合同で実施します。 ③祝日保育は子育てセンターひだまりにて合同で実施します。 ④祝日保育は、離乳食が完了してから利用いただけます。(園の運営状況により、変更となる場合があります。) ⑤使用済みのオムツは園で処分します。
きらきら保育園	①手ぶら登園を取り入れています。 ②給食は水素水を使用しています。 ③土曜保育は歩行、離乳食が完了してからお願いしています。利用した場合、できるだけ翌週の休日を願っています。土曜保育はきらきら保育園分園と合同で行っており、園外保育を中心にしているため、お弁当の持参をお願いします。 ④使用済みオムツは園で処分します。 ⑤延長保育は1歳児から利用可能です。
みなみさいごのぞみ保育園	①0歳児は抵抗力が弱く、体力も無いので、保育時間をなるべく短くしていただいております。 また、早期・延長保育は異年齢合同となるので、危険の回避から個々の状況を踏まえて、「歩行等」からの利用の提案や、祖父母のご協力を提案しております。 ②土曜保育は歩行、離乳食が完了してからお願いしています。また、アレルギー食の対応はしていません。 利用した場合、翌週等でお仕事がお休みの日にできるだけお休みをお願いしています。 ③産休・育休中の利用時間は基本、8:30～16:30内になります。(利用時間については、相談に応じます。) ④アレルギー食には対応できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。 ⑤お昼寝用の敷布団、敷きカバーは、リースをご利用いただいています。(年額6,000円) ⑥使用済みのオムツは園で処分します。 ⑦通常保育活動の中で、外部講師による英語教室(5歳児)・体育教室(4・5歳児)を行っています。
モコ掛川保育園	①土曜保育は、慣らし保育終了、幼児食へ移行してからご利用が可能となります。 ②アレルギー食には対応できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。 ③早期7:00～7:30も延長料金がかかります。 ④モコ宮脇保育園と合同保育を行うことがあります。 ⑤0歳児の早期・延長保育の受け入れは行っておりません。 ⑥生後8か月からお受けします。
千羽すびか保育園	①生後8か月からお受けいたします。(6か月以上は要相談) ②土曜保育は満1歳になってから利用可能です。 ③アレルギー食対応の方は、年1回医師の指示書が必要となります。 ④母乳育児の継続ができます。(昼休みを利用して来園による直接授乳) ⑤卒乳の相談に応じます。 ⑥使用済みのオムツは園で処分します。 ⑦13,000㎡の自然豊かな敷地内で「千羽すびか保育園10の姿」を実践します。

認定こども園名		園からの参考情報
市立	すこやかこども園	①土曜保育では、1歳半までのお子さんには、弁当持参をお願いしています。 ②土曜保育では、アレルギー食の対応をしておりますので、該当のお子さんには弁当持参をお願いしています。
	掛川こども園	①生後8か月からお受けいたします。 ②土曜保育は桜木こどもの森と合同で実施します。 ③保育時間は7:00～18:30までです。 ④使用済みオムツは園で処分します。
	桜木こどもの森	①豊かな自然と豊かな遊びに囲まれて、子どもの育ちを一緒に支えていきます。 ②生後8か月からお受けいたします。 ③土曜保育は掛川こども園と合同で実施します。 ④保育時間は7:00～18:30までです。 ⑤使用済みオムツは園で処分します。
	こども広場あんり	①保護者の就労に合わせる中でも、子どもを中心とした保育内容及び保育時間を大切に考えていきます。 ②土曜保育は原則1歳児からお受けいたします。 ③0歳児は保護者の就労時間に応じてお受けいたしますが、家族等の協力を得て、できるだけ短時間保育をお願いしています。 ④使用済みオムツは園で処分します。
	掛川あそびこども園(仮称)	①0歳児の早朝・延長保育は、月齢、時間帯に応じて相談させていただきます。 ②土曜保育は離乳食が完了している満1歳児以上の方が利用できます。 ③紙パンツ、おしり拭きは手ぶら登園です。使用済みの紙パンツは園で処分します。
	子育てセンターとものもり	①0歳児の早朝・延長保育は園生活に慣れてからの利用をお願いしています。(緊急時を除く) ②土曜保育はすずかけっこ保育園と合同で実施します。 ③祝日保育は子育てセンターひだまりにて合同で実施します。 ④祝日保育は、離乳食が完了してから利用いただけます。(園の運営状況により、変更となる場合があります。) ⑤使用済みのオムツは園で処分します。
	子育てセンターひだまり	①0歳児の早朝・延長保育は園生活に慣れてからの利用をお願いしています。(緊急時を除く) ②祝日保育は、離乳食が完了してから利用いただけます。(園の運営状況により、変更となる場合があります。) ③祝日保育は子育てセンターさやのもり、子育てセンターとものもり、すずかけっこ保育園と合同で実施します。 ④使用済みのオムツは園で処分します。
	子育てセンターさやのもり	①0歳児の早朝・延長保育は園生活に慣れてからの利用をお願いしています。(緊急時を除く) ②祝日保育は子育てセンターひだまりにて合同で実施します。(園の状況により、変更する場合があります。) ③祝日保育は、離乳食が完了してから利用いただけます。 ④使用済みのオムツは園で処分します。
	掛川中央幼稚園	①0歳児の受け入れはありません。 ②土曜保育は行っていません。 ③産・育休中の利用時間は8:30～16:30内になります。 ④園の運営状況により、上記①～③に変更がある場合もあります。 ⑤入園準備費をいただきます。
	くすみ幼稚園	①0歳児・1歳児の受け入れ及び土曜保育は実施していません。 ②産・育休中の利用時間は、8:30～16:30内になります。 ③上記は、園の運営状況により、変更となる場合があります。 ④入園受入準備費の納入をお願い致します。
私立	智光こども園	①土曜保育は歩行、離乳食が完了してからお願いしています。また、土曜保育利用した翌週の、別の日(お仕事がお休みの日)にお休みをお願いしています。 ②平日のみアレルギー対応をしていますが場合によっては対応できないこともありますので必ず事前にご相談ください。事前に相談と指示書が必要です。 ③0歳児は保護者の就労時間に応じてお受けしますが、家族等の協力を得てできるだけ短時間保育をお願いしています。また、早朝・延長保育利用は可能ですが、異年齢合同保育となるため家族等のご協力を提案しています。 ④産休・育児休業中の方の利用方法については相談させていただきます。 ⑤使用済みのオムツは園で処分します。
	おおさかこども園	①原則生後6か月から受け入れしていますが、状況によっては10か月未満は受けられないこともあります。 ②土曜保育は離乳食が完了してからお願いしています。また、アレルギー食の対応をしておりますので、該当のお子さんには弁当持参をお願いしています。 ③土曜保育はきとうこども園とちはまこども園と合同で実施します。
	ちはまこども園	①原則生後6か月から受け入れしていますが、状況によっては10か月未満は受けられないこともあります。 ②土曜保育は離乳食が完了してからお願いしています。また、アレルギー食の対応をしておりますので、該当のお子さんには弁当持参をお願いしています。 ③土曜保育は、おおさかこども園にて合同保育となります。
	きとうこども園	①原則生後6か月から受け入れしていますが、状況によっては10か月未満は受けられないこともあります。 ②土曜保育は離乳食が完了してからとなります。土曜保育はアレルギー食の対応をしておりますので、該当のお子さんには弁当持参をお願いしています。 ③土曜保育は、おおさかこども園にて合同保育となります。
	よこすかぬく森こども園	①原則生後6か月から受け入れをしていますが、状況により受け入れができないこともあります。 ②土曜保育については、歩行・離乳食が完了してからとなります。 ③平日のみアレルギー対応をしています。 ④産休・育児休業中の利用時間は8:00～16:00となります。
	おおぶそよ風こども園	①原則生後6か月から受け入れをしていますが、状況により受け入れができないこともあります。 ②土曜保育については、歩行・離乳食が完了してからとなります。 ③平日のみアレルギー対応をしています。 ④産休・育児休業中の利用時間は8:00～16:00となります。

小規模保育事業所名	園からの参考情報
ちゅーりっぷ	①園長が助産師です。看護師もいます。病気やケガに対応できます。 ②母乳育児の継続(来園による直接授乳)、冷凍母乳対応も可能です。卒乳の相談にも応じます。 ③空手教室やトランポリン運動、草履、リトミックやヨガ、制作、絵本など経験や体験重視で保育を行います。 ④海や畑、広い庭など自然豊かで、少人数のアットホームな環境で日々過ごしています。 ⑤離乳食やアレルギー食、食育は丁寧に対応します。子どもの成長や健康状態を踏まえ、園の考え方を伝えてから進めていきます。 ⑥6か月未満児の受け入れは必要に応じて対応いたします。 ⑦早期・延長保育、土曜保育は、個々の状況に応じて判断させていただきます。
小さなお家 ぽっぽ保育園	①子ども一人一人を大切にしながら丁寧な保育をしています。自然豊かな保育環境にあり、のびのびと過ごすことができます。 ②原則生後7か月から受け入れしていますが、状況によって要相談。 ③土曜保育は離乳食が完了している1歳児からお受けいたします。(昼食は軽食、又はお弁当持参をお願いすることがあります。) ④土曜保育の保育時間は8:30～16:30です。 ⑤コット(簡易ベッド)を使用していますので、敷布団の準備は不要です。 ⑥アレルギー食は対応が難しいです。必ず事前にご相談ください。 ⑦保育時間は7:00～18:00までです。
モコ宮脇保育園	①土曜保育は、慣らし保育終了後、幼児食へ移行してからご利用が可能となります。 ②アレルギー食には対応できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。 ③早期7:00～7:30も延長料金がかかります。 ④モコ掛川保育園と合同保育を行うことがあります。 ⑤0歳児の早期・延長保育の受け入れは行っておりません。 ⑥生後8か月からお受けします。
きらきら保育園(分園)	①手ぶら登園を取り入れています。 ②給食は水素水を使用しています。 ③土曜保育は歩行、離乳食が完了してからお願いしています。利用した場合、できるだけ翌週の休日を願っています。土曜保育はきらきら保育園本園と合同で行っており、園外保育を中心にしているため、お弁当の持参をお願いします。 ④使用済みオムツは園で処分します。 ⑤延長保育は1歳児から利用可能です。
きよさき保育園	①週に1度リトミックを行っています。歌や楽器に触れあう良い機会です。トライアングル・カスタネット・ウッドブロックなど0歳児から楽しめます。 ②基本的に生後6か月から受け入れます。 ③アレルギー食には対応できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。 ④少人数で、ゆったりとした生活環境です。 ⑤保護者様とのコミュニケーションを大切にしています。母の笑顔に寄り添います。 ⑥Instagramで日々の活動の様子をお伝えしています。
桜木こどものへや	①豊かな自然と豊かな遊びに囲まれて、子どもの育ちを一緒に支えていきます。 ②生後8か月からお受けいたします。 ③土曜保育は掛川こども園と合同で実施します。 ④保育時間は7:00～18:30までです。 ⑤使用済みオムツは園で処分します。
掛川みなみ園	①7:30～8:00、18:00～18:30は有料になります。(予定) ②土曜保育の保育時間は8:30～16:30までです。 ③アレルギーの対応はできません。 ④使用済みのオムツは園で処分します。 ⑤詳しくは、HP「掛川みなみ園」で検索して下さい。
そがのぞみ保育園	①土曜保育は、みなみさいごうのぞみ保育園にて実施します。利用した場合、翌週等でお仕事がお休みの日にできるだけお休みをお願いします。また、土曜保育はアレルギー食の対応はしていません。 ②0歳児は職員体制が整い次第、離乳食の完了した子を受け入れます。 ③アレルギー食には対応できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。 ④使用済みオムツは園で処理します。
あんり小規模保育園	①保護者の就労に合わせる中でも、子どもを中心とした保育内容・保育時間を大切に考えていきます。 ②土曜保育は原則1歳児から受け入れます。 ③土曜保育、希望保育は人数によりこども広場あんりにて合同で実施する場合もあります。 ④使用済みのオムツは園で処理します。
トットハウス掛川駅南	①生後6か月のお子さまから受け入れ可能です。 ②開園時間7:00～19:30です。早期・延長保育を実施しています。土曜保育も実施しています。 ③給食は自園調理です。離乳食・アレルギー食に対応しています。 ④少人数なので、家庭的な雰囲気の中で温かく保育します。 ⑤季節に合った行事や毎月の保育カリキュラムに沿って色々な遊びや経験を積み重ねています。 ⑥コット(簡易ベッド)を園で用意しています。敷布団の準備は不要です。 ⑦使用済みオムツは園で処理します。 ⑧GW・夏季・年末年始・年度末の希望保育があります。
トットハウス掛川やよい町	①生後6か月のお子さまから受け入れ可能です。 ②開園時間7:00～19:00です。早期・延長保育を実施しています。土曜保育も実施しています。 ③給食は自園調理です。離乳食・アレルギー食に対応しています。 ④少人数なので、家庭的な雰囲気の中で温かく保育します。 ⑤季節に合った行事や毎月の保育カリキュラムに沿って色々な遊びや経験を積み重ねています。 ⑥コット(簡易ベッド)を園で用意しています。敷布団の準備は不要です。 ⑦使用済みオムツは園で処理します。 ⑧GW・夏季・年末年始・年度末の希望保育があります。

小規模保育事業所名		園からの参考情報
私立	保育所きぼう掛川上西郷園	①体験型保育 英語教室や、リトミック、サーキット遊び、制作、絵本などさまざまな経験ができます。 ②手厚い保育 少人数の為、子どもの興味や関心に応じて活動ができ、のびのびと成長できます。 落ち着いた環境で日々過ごしています。 ③専属の栄養士 栄養士のもと、子どもの発育状況に合わせて離乳食やアレルギー対応を行っています。 食事を楽しむ、食に興味をもつ食育を行っています。 ④保護者目線の受け入れ 使用済みおもちゃの持ち帰りはごさいません。 6か月未満児の受け入れは個別に相談ください。 早朝、延長保育、土曜保育は、個々の状況に応じて対応します。 ⑤感染症対策 精度の高い非接触型体温計をエントランスに、各保育室に空気清浄機を設置。 ⑥不測の事態 不審者に対応できるようにアルソックを設置しています。

※認定こども園の幼稚園利用をされていて、保育利用の申込をされる(または併願する)場合、申込書の提出前に必ず園にご確認をお願いします。
(園の了解を得ていない場合、基本的に受付できませんのでご注意ください)。

掛川市のホームページには、前年度の入所状況、入園申し込みのQ&A及び、
電子申請の案内もありますので、一度ご確認ください。

掛川市 保育園



スマホは
こちらから

問い合わせ先

掛川市長谷一丁目1番地の1
こども保育支援課 園運営支援係
電話 21-1205